

下水道の使用は届け出を

汚水を公共下水道に流す場合は、使用料を納める必要があります。すでに下水道を使用中で「水道料金・下水道使用料納入通知書」の下水道使用料の欄が空欄になっている方や「下水道使用料納入通知書」が送付されていない方は必ず連絡してください。

なお、届け出をしないで使用している場合は、使用開始時までさかのぼって納めることとなりますのでご注意ください。また、量水器(メーター)の有効期限は8年ですので、期限内に交換するようお願いいたします。

【詳細】下水道経営部財務課
(818) 3 4 1 2

白石清掃工場の ごみ受け入れを一時停止

7月1日(金)～24日(日)は、整備のため停止します。期間中は、発寒、篠路、駒岡清掃工場でごみ受け入れません。

【詳細】施設管理課 ☎(211) 2 9 2 2



介護保険

△利用者負担額減額確認の更新▽

低所得世帯であつて、若年のころから障がい者施策によるホームヘルプサービスを利用していた方などは、経過措置として平成17年度まで利用者負担が減額されます。

また、社会福祉法人などからホームヘルプサービスやデイサービスなどを受けている方のうち、特に生計が困難な方には、利用者負担が軽減される確認証を交付します。いづれも、7月から新しい確認証が必要となりますので、まだ申請がお済みでない方は今月中にお住まいの区の区役所に申請してください。

【詳細】区役所(1階)の保健福祉サービス課

国民健康保険

△保険料が決まりました▽

	医療分	介護分
平等割額	① 1世帯につき23,700円	④ 40歳以上65歳未満の加入者のいる世帯1世帯につき4,650円
均等割額	② 37,990円×(加入者数)	⑤ 9,320円×(40歳以上65歳未満の加入者数)
所得割額	③ (加入者全員の17年度の住民税額)×4.6	⑥ (40歳以上65歳未満の加入者全員の17年度の住民税額)×0.98
年間限度額	53万円	8万円

①～⑥の合計となり、加入期間に応じて月割りで計算します。

す。なお、保険料は国民健康保険の加入者を対象に計算しますが、納入するのは世帯主となります。

△平成17年度標準負担額減額認定証等の交付▽

17年度の市民税が非課税の世帯に属する方は、入院時の食事療養にかかわる標準負担額および入院自己負担額(老人保健法に該当しない70歳以上の方のみ)について減額措置があり、申請によって、標準負担額減額認定証(70歳未満の方)、限度額適用・標準負担額減額認定証(老人保健法に該当しない70歳以上の方)の交付を受けることができます。現在お持ちの減額認定証の有効期限は7月31日(日)までです。引き続き交付を希望する方は、8月1日(月)から申請願います。

申請願います。

申請時持参するもの保険証、

平成16年度減額認定証(平成16年度に認定を受けていた方)。

※長期該当認定の場合は入院期間の分かる領収書などを持参し、8月1日(月)以降に区役所にご相談ください。

なお、老人保健法の該当者は区役所の保健福祉サービス課にお問い合わせください。

△平成17年度高齢受給者証の交付▽

昭和7年10月1日～10年7月1日生まれ(老人保健法の

該当者は除く)の方に交付されている高齢受給者証の有効期限は7月31日(日)までです。新しい高齢受給者証は7月下旬にお送りします。

なお、8月1日(月)以降は現在お使いの高齢受給者証は使えませんのでご注意ください。

△保険料は納期限までに▽

保険料は加入者の皆さんの医療費を支払う重要な財源です。必ず納期限までに納めてください。納付が困難な場合は、収入・支出・資産が分かる書類(給与明細など)をご持参ください。生活状況などを確認の上、今後の納付について相談を受け付けます。

【詳細】区役所(1階)の保険年金課

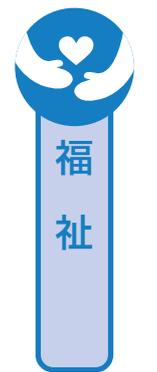
国民年金

△保険料免除のご相談を▽

第1号被保険者(強制加入者)で所得が少ないなど、保険料を納めることが困難な方には、申請により保険料の全額または半額が免除される制度があります。希望される方は、お住まいの区の区役所年金係へご相談ください。

持参するもの年金手帳、印鑑、納付案内書、前年度の所得額が確認できるもの(源泉徴収票など)、離職した方はその事実を証明するもの。

【詳細】区役所(1階)の保険年金課年金係



医療費を助成します

市内に住民登録か外国人登録がある健康保険加入者が対象です。事前に区役所の保健福祉サービス課で受給者証の交付申請をしてください。

△乳幼児医療費▽

対象0歳～就学前のお子さん(主として生計を維持する方に所得制限あり)。ただし、平成13年3月31日以前に生まれ(たお子さんを除く)。

助成額入院の場合、4歳未満と住民税非課税世帯の4歳以上

の通院の場合Ⅱ初診時一部負担金(医科は580円、歯科は510円)を除いた額。住民税課税世帯の4歳以上で通院の場合Ⅱ医療費の1割(負担の上限あり)を除いた金額。

△重度心身障害者医療費▽

対象①1・2級と3級(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がいに限る)の身体障害者手帳をお持ちの方。②知的障がいがあり、A判定の療育手帳をお持ちか重度と判定(診断)された方。①②とも主として生計を維持する方に所得制限あり。

助成額保険診療の自己負担額あり。